

産業組織論の理論的系譜と規制緩和

Trends in Industrial Organization and Deregulation

西 田 達 昭
NISHIDA Tatsuaki

はじめに

伝統的産業組織論

1. 産業組織論成立の時代的背景

2. S-C-P パラダイム

産業組織論の理論的系譜とその変遷

1. 伝統的産業組織論の成立経緯

2. 独禁政策におけるハーバード学派对シカゴ学派

3. コンテストビリティ理論の登場

「規制緩和」(民営化)論

おわりに

はじめに

「産業組織論」という言葉を聞いた時、経済学を専攻する者にとってはその研究領域が何であれ、どのような領域の学問かがわかるが、一般の人々にとってはピンとこない学問、それが産業組織論である。本稿の課題は、経済学の中の1つの重要な領域でありながら、[誤解を恐れずに言えば]その割には他の領域に比べ研究蓄積の少ない「産業組織論」について、その研究課題、またこれまでの理論的系譜について整理すること、並びにそれとの関連で規制緩和(民営化)について考察することをねらいとしている。

産業組織論(Industrial Organization)(注1)についていますし敷衍するならば、その代表的論者の1人である新庄浩二によれば、その学問的性格・日本における状況について以下のように述べられる。「産業組織論は、ミクロ経済学の一応用分野で、企業や産業の分析を通して財やサービスの生産、販売が市場で効率的に行われているかどうかを検証・評価することを課題とする。と同時に、もし市場メカニズムが満足に機能していない場合には、これを改善するための方策を検討するという政策的指向の強い学問的性格を持つ。それは主として第2次大戦後、アメリカにおける反トラスト政策の展開と密接な関連をもって発展し体系化されてきた学問分野であり、その歴史は比較的浅い。しかし、自由市場経済に対する信頼が厚く、反独占の伝統が強いアメリカでは、産業組織論は応用経済学の一分野としてすでに確固とした地位を占めており、教科書も多数出版されている。それに対してわが国では、産業組織論はなお輸入学問という性格を残しており、一般の人々にとっては比較的なじみの薄い分野であり、体系的に書かれた教科書もきわめて少ない(注2)のが現状である」([29]p.)。

考察の順序としては、まず第1に、産業組織論とは何か、特に産業組織論が成立してくる時代的背景と、産業組織論の分析方法であるいわゆる S-C-P パラダイムについて検討する。第2に、これまでの産業組織論の理

論的系譜とその変遷について検討する。最後に第3に、これらの理論が変化していくバックボーンともなった規制緩和(民営化)について検討していこう。

伝統的産業組織論

「はじめに」で述べたように、産業組織論はアメリカで発展してきた学問であり、この学問について考察する場合その成立する時代的背景から解き明かされなければならない。第1節では、その成立の時代的背景を探り、次に第2節では、この分析方法の代表であるいわゆるS-C-Pパラダイムについて検討する。

1. 産業組織論成立の時代的背景

まず、産業組織論が成立してくる時代的背景から検討することにしよう。この時代的背景の事情に詳しい小西唯雄によれば、「産業組織論はもともと『政策志向』の性格が濃厚であり、事実、アメリカの反トラスト政策(競争政策)の施行と密接に関連しながら発展してきた。広く知られているように、反トラスト政策は、1890年のシャーマン法制定に始まるから、すでに100年以上の長い歴史をもつ。とはいうものの、この政策について、当初から経済学的に確固たる根拠づけがなされていたわけではない。むしろ、強大な権力・支配力を『個人の自由』の敵とみるジェファソン民主主義の伝統や初期巨大トラストの横暴に対する農民、中小企業者、消費者の強い反発といった『政治的根拠』によるところが大きかったであろう。」「しかしながら、その後、経済学の領域でも、反トラスト政策にかかわる理論的・実証的研究がしだいに活発化し、これが産業組織論の発展に大きく貢献する。これについては、たとえばルーズベルト大統領時代の臨時全国経済調査委員会[略称 TNEC]の監修になる膨大な独占研究報告書を想起しなければならぬ。また、1930年代には、メイソンを中心に、ハーバード学派の産業組織論が成立したといわれる。これら第2次世界大戦前の諸研究の豊かな蓄積が、とりわけ戦後政策の展開に多大の貢献をしたことはいうまでもないであろう。」「なお、先述のハーバード学派の産業組織論は、戦後、反トラスト政策をリードしたことで著名であるが、その今日的な体系化は、1950年代後半あたりに実現したといえる。とりわけ1959年に刊行されたベインの『産業組織論』(Bain, Joe S., *Industrial Organization*, 1959)([27])は、最初の本格的な体系書にほかならない。」「端的に言って、彼らの反トラスト政策路線は、峻厳そのものであり、合併やカルテルに対する厳しい規制はいうまでもなく、競争的環境を回復するために、既存の巨大企業を分割しなければならぬと主張する。そして、戦後、反トラスト政策は、もっぱらこの学派の政策論に基づきながら、厳格に施行された。この状況が頂点に達したのは、おそらく1960年代後半あたりであったろう」([25]p.)と、述べられる。

このように、産業組織論が成立してきた時代的背景をまとめると、1890年のシャーマン法制定[反トラスト政策] 1930年代、メイソンを中心とするハーバード学派の産業組織論成立 1950年代、最初の本格的な体系書であるベイン『産業組織論』の刊行、との流れにまとめることができよう。では次に節をかえ、産業組織論の分析方法であるS-C-Pパラダイムについて検討することにしよう。

2.S-C-Pパラダイム

ここでは、産業組織論の分析方法を検討するが、その代表であるS-C-Pパラダイムの教科書的説明から検討することにしよう。この説明を新庄浩二から賜れば、「産業組織論では、価格理論の持つ高い抽象レベルを下げ、個々の現実の市場ごとに計測可能な要因を考慮して企業間の競争の態様を分析し、各市場での企業行動がどのような市場成果をもたらすかを問題とする。その際に用いられるのが、次に述べる市場構造(Market Structure)、市場行動(Market Conduct)、市場成果(Market Performance)という分析枠組みである。以下では、これをS-C-Pパラダイムと略称する」が「ここで述べるS-C-Pパラダイムは、メイソン、ベイン、ケイセン、ターナー、ケイヴズ、シェパード、シェアラなど、産業組織論の体系化に大きく貢献した研究者たち(彼らは

ハーバード大学を中心に活躍したのでハーバード学派と呼ばれる)が依拠した基本的分析枠組であり、戦後アメリカの反トラスト政策の実施に当たり、理論的・実証的基礎を提供するものであった。」

市場構造とは、「企業間の競争関係のあり方を基本的に規定する諸要因のことであり、具体的には、売手の集中度、買手の集中度、製品差別化の程度、新規参入の難易、が特に重要であると考えられる。」「抽象的な理論レベルでは単純に類型化していた市場を、企業数・参入条件・生産物の質的差異等について個々の産業ごとに具体的に測定可能な形で把握し、各市場の持つ競争上の特性をより詳細に明らかにするのが市場構造の概念である。」

市場行動とは、「各企業が市場の需給条件や他企業との関係を考慮して取るさまざまな意思決定行動の総称」であり「具体的には、各期の製品の品質・種類、価格、生産量、広告・販売促進・研究開発などのほか、より長期的には設備投資、新製品開発、資金調達などが主要な決定事項に含まれる。と同時に、対ライバル企業に対してどのような戦略を取るか—たとえば、全く独立に行動するか、カルテルや暗黙の協調的行動を取って共謀するか、それとも敵対的・強圧的行動を取るか—も市場行動の重要な一面を構成する。」「最近では、『ゲームの理論』の手法を応用して、企業行動の理論的研究が進められているが、それは当然のことだが非常に厳しい単純化の仮定の下での議論であり、導かれた結論の現実適用可能性はきわめて限られているといわねばならない。現実の企業行動パターンは非常に多様であって容易にこれを類型化してとらえることはできない。そこで、ベインに代表される伝統的な産業組織論では、企業行動面に立ち入った分析は重視せず、ある型の企業行動は一定の市場構造と結び付いて生じる傾向があり、基本的には市場構造が市場行動を規定する関係にあると推論する。」

市場成果は、「一般的・抽象的には、経済政策の目的である効率性、進歩性、安定性、公正性など、がどの程度実現されているかによって判断される。しかし、ここでは企業の生産活動と直接関係の深い効率性と進歩性に重点を置いて市場成果を評価することを考えよう。具体的な評価規準としては、次の諸点が重視される。生産の技術的効率性、価格費用の関係、販売費用の規模、技術進歩率。」「これら諸規準に照らして、個々の産業の市場成果を評価し、もし満足な成果が得られていないと判断されるならば、政策的に介入しその改善を図るための処方箋を用意するのが産業組織研究の課題である。」以「上で説明した市場構造(S)、市場行動(C)、市場成果(P)の3つの概念の間には、基本的にはS C Pという因果関係が存在するととらえるのが伝統的なハーバード学派の立場である」([29]pp.7-11)。

以上、伝統的産業組織論であるハーバード学派のS-C-Pパラダイム(注3)の内容について検討したが、次に章をかえ、産業組織論の理論的系譜とその変遷について検討することにしよう。

産業組織論の理論的系譜とその変遷

1.伝統的産業組織論の成立経緯

「伝統的産業組織論」(注4)とは、先述のハーバード学派のことをさすが、その内容については前章で検討したので繰り返すことはしないが、この理論が生まれてきた経緯について検討することにしよう。同じく教科書の説明であるが廣瀬弘毅は、「競争市場の分析を精緻化し、ミクロ経済学の発展に貢献があったイギリスの経済学者A.マーシャルは、主著『経済学原理』(1890年)の中で産業組織という用語(注5)を用いている。彼はこの中で、生産要素の1つとして産業組織を位置づけた。しかし、そこにはまだ今日のような明確な分析枠組みはなかった。というのはマーシャルの分析は、企業の内部組織の問題や産業間の関係にまで踏み込んでいたものの、完全競争を分析の中心においていたために、現実の経済の著しい特徴である寡占市場を分析できなかったからである。特に19世紀末から20世紀初頭にかけては、世界的に大企業が現れるようになり、完全競争市場が想定するような独立した無数の生産者が財・サービスを供給するという市場構造とは大きく異なるようになってきた。」「こうした現実を、1932年に法学者A.パーリと経済学者G.ミーンズが『近代株式会社と私有財

産』([15])の中で、アメリカの巨大な富の大部分を少数の大企業が支配しているとして指摘した。ここではもはや完全競争モデルが想定するような競争ではない。少数の企業が互いの行動を頭に入れて競争している寡占市場である。加えてそれは以前のままの経営形態ではなかった。株主ではなく専門的な経営者の支配が強くなっていると結論づけたのである。これらの事実は、現実の産業を分析する際に従来のままのツールでは不適切であることをはっきりさせた。」「このような事態を受けた反応は2つあった。1つはマーシャルの分析の不備に対する不満として1933年に現れたイギリスの経済学者J.ロビンソンの『不完全競争の理論』である。そしてもう1つは同じ年に完全競争理論に対抗する形で現れたアメリカのハーバード大学のE.チェンバリンの『独占的競争の理論』である。それまでの完全競争理論も独占理論も、ライバルの行動を考慮しないで短期利潤の最大化を図るという行動が仮定されていた点で、現実に見られる企業の競争を示しているとは言い難かった。そこで、ロビンソンやチェンバリンは、互いに相互依存関係があるような市場で活動する企業行動を分析するツールを編み出したのである。彼らの分析では、個々の企業は自らの行動が市場全体に影響を与えるような不完全市場を対象とするものであった。このような姿勢は、完全競争市場と独占市場の2分法というそれまでの単純な図式からの脱却を意味した。特にチェンバリンは、このような状況が現代の産業においてむしろ一般的であるとして、その特質の探求に力を注いだ。」「これらの先駆的な理論研究を引き継ぎ、アメリカのE.メイソンは現実の産業を分析するため、市場がどのような構造になっているかに焦点を当てた。完全競争市場や独占市場の場合とは異なり、寡占市場の場合は企業のとる行動は複雑になる。その行動に影響を与えるものとして、市場の構造の分析が重要になる。彼はそう考えてアメリカの産業組織の分析を試みた。ここに『市場構造』という概念が生まれた。さらにメイソンの後を継いだJ.ペインが『市場構造』『市場行動』『市場成果』という区分を行い、これらの分析対象の関係をとらえることで産業の分析を進めるような今日の『産業組織論』として標準的な体系を形成した」のは前章で検討した通りである。「彼の基本的な考え方は、市場構造、市場行動、市場成果を因果的にとらえるハーバード学派を生み出した。この学派は、1970年代にいたるまで産業組織論の主流派の地位にあった。後述するように、ハーバード学派の考え方は、今日では必ずしも確固たる主流派の地位にあるわけではない。にもかかわらず、ハーバード学派と対立する考え方を理解するうえでも、ハーバードの分析枠組みは重要である」([44]pp.11-13)と、述べている。

次に節をかえ、主流派の地位にあったハーバード学派がその地位をシカゴ学派に譲ることになった変遷を見ていくことにしよう。

2. 独禁政策におけるハーバード学派対シカゴ学派

本節では、産業組織論の変遷について検討するが、特に、独禁政策におけるハーバード学派対シカゴ学派(注6)との対抗に焦点をあてて、法学並びに経済学の立場から考察する。

まず法学の立場からは、アメリカにおける独占禁止法に詳しい村上政博によれば、まず「1960年代以降、米国独禁政策において、個別事案の解決にあたって経済分析を活用する動きが強まり、次第に法律家と経済学者が同一知識を基盤にして議論できるようになってきた」「これは、米国の独禁政策に関するいわゆるハーバード学派とシカゴ学派の論争における経済分析を重視するシカゴ学派の優位といわれる現象の反映である」([54] p.1)と説きおこされる。そして「独禁政策を競争政策・経済政策として純化し、資源の最適配分と経済効率の達成を唯一の目的として独禁政策を運営すべきであるとの主張を伴って」おり、「この独禁政策におけるシカゴ学派は、市場の自動調整メカニズムを信頼する経済学(及び産業組織論)のシカゴ学派と同一思想基盤に立つし、また、法学全般に経済分析を導入しようとするシカゴ大学ロースクールを中心とする運動の一環を成している」と述べられる。そして「シカゴ学派は、1960年代から当時全盛期にあったハーバード学派に論争を挑み、1970年代半ばには理論的優位にた」ち「1980年代に入ると、支配的学派としての地位を確立するだけでなく、レーガン政権の政治任命権や判事指名権の行使も手伝い、一気に独禁当局を掌握し裁判所にも大きな影響を及ぼすこととなった」([54] p.1)とシカゴ学派の勝利を宣言される。

次いで、経済学の立場からこの問題にアプローチを試みよう。小西唯雄によれば、ハーバード学派からシカゴ学派への変遷の時代背景を以下のように説明される。「アメリカ合衆国は、第2次世界大戦後、鉄鋼業、自動車産業をはじめとする多くの産業分野で世界最大最強を誇っていたが、その後しだいに国際競争力を弱め」「このような窮状を招いた原因の1つを『厳格に過ぎる独禁政策』に求め」「ここから、反トラスト政策を緩和して『経済・産業の活性化』をはかるべきだという見解が有力となり」「レーガン政権下の反トラスト政策は、ある意味でこのような動きに対応するものであって、もっぱらシカゴ学派の理論によりながら、かなり緩和的な政策を志向している」「現在、アメリカにおいて、ハーバード学派の産業組織論がやや後退し、シカゴ学派の主張が台頭している理由の1つはここにある」([24] pp.14-15)と説明されている。

以上で、法学・経済学の立場から、ハーバード学派からシカゴ学派への変遷を独禁政策との関わりでたどってきた。ここから見て取れることを要約しておくならば、アメリカの国際競争力の低下 ハーバード学派的反トラスト政策の緩和 シカゴ学派的市場の自動調節メカニズムの信頼 レーガン政権下におけるシカゴ学派の経済政策採用・法曹界の登用 後述する「コンテストバリティ理論」の登場、との流れにまとめることができよう。

それでは、このような大きな経済理論の流れの中で登場してきた「コンテストバリティ理論」についてその中身を次に検討することにしよう。

3.コンテストバリティ理論の登場

「コンテストバリティ理論」(注7)は、Baumolら[57]を中心として展開された新たな競争的市場理論であり、先に詳しくみた長年ハーバード大学を中心に展開されてきた「産業組織論」に対抗するシカゴ大学を中心としたアプローチである。同理論は、福宮賢一によれば「完全コンテストブル市場概念と費用関数の劣加法性を基軸としながら、効率的産業組織が自然独占を含む高度な市場構造と両立することを示す」理論といわれ、その「主張は、伝統的市場分析が前提とする、構造 行動 成果パラダイムの連関を切断し、競争政策の適用基準の転換を要求することに連なる」([47] p.85)と言われる。

この理論のキーワードは「完全コンテストブル市場」・「最小サンクコスト(埋没費用)」であり、その主張によれば、「完全コンテストブル市場は、退出に際して埋没費用を負担することのない、参入・退出が完全に自由な市場と規定され、その成立条件は、完全競争的市場構造に依存」せず「埋没費用は、生産活動にすでに投下した資金のうち、転売・転貸や他用途への転用が困難な物理的生産設備への支出、R&D支出、および広告支出など、退出時に回収困難となる支出額である」が「埋没費用が無視しうるほど小さい場合、当該市場への電撃的参入・退出(hit and run entry)の可能性が開かれ」「これは、当面の利潤獲得を目的として参入し、既存企業の報復が開始されるや即時にその市場から撤退する攻撃的な参入形式である」([47]p.85)と述べられる。

このような「コンテストバリティ理論」は、その理論的系譜からすれば、先述した長年ハーバード大学を中心とした「産業組織論」に対抗するシカゴ大学を中心とした理論的系譜に属するものである。

「規制緩和」(民営化)論

1970年代以降、アメリカを始めとした先進諸国で、「大きな政府」論を展開してきたケインズ経済学の破産が宣告され、アメリカにおけるレーガノミックス、イギリスにおけるサッチャリズム、日本における中曽根イズムといわゆる「新保守主義」の台頭とともに、その理論的根拠である「規制緩和」論の潮流が一世を風靡した感がある。

この規制緩和論あるいは民営化論に基づき、市場の活力を活かして資源配分の効率を高めようとする動きが強まり、運輸・電気通信・金融等のおおのこの領域で、規制の撤廃あるいは規制の緩和がなされ、その「成果」がアメリカにおけるAT&Tの分割、イギリスのBTの民営化、日本の電々公社の民営化=NTTの発足に結実し

たことは記憶に新しい。

この政府規制について、歴史を遡ってみると、「アメリカにおいて連邦レベルで政府規制が導入されたのは、1887年の州際商業法による鉄道規制」([53] p.81) にまで遡ることができる。その後、かの「大恐慌期 = ニューディール時代」の 1930 年代に政府規制の導入が進み、各種の規制委員会が設置され、電話・電信に限ってみれば FCC(連邦通信委員会)が設置されたのもこの時期=1934 年である。その後、第 2 次大戦をはさみ 1970 年代まで、ケインズ主義が各種経済政策のバックボーンとなっていたことは周知の事実である。

1970 年代に入り、金融・運輸・電気通信等の分野を中心に、「規制緩和」政策が採用される。この政策が採用される背景については、先述の独禁政策の関わりですこし言及した通りであり、その先行研究(注 8)には膨大なものがあるが、その通説的理解を確認してみると、村上亨は、この背景について以下のように指摘する。

「1970 年代以後の生産性上昇鈍化の原因の 1 つとして政府規制が指摘され、さらに規制および規制費用の増大によって政府規制の見直しが進められ、これらを緩和し競争原理を導入することが産業再活性化のための重要な方途の 1 つとみなされ」「さらに各サービスに対する需要の多様化と技術革新に基づく代替サービスの出現が、公的供給の必需性を失わせ、規制産業の経営悪化をもたらしたとみる」「このような政府規制の見直ししない緩和の目的は、次の 2 つに大別され」「第 1 に、政府規制分野を縮小することによって行政の効率化や財政負担の軽減化をはかる」「第 2 に、競争原理の導入によって民間経済の活性化をはかることである」と指摘する。そして「政府規制緩和の背景についても、前記の目的に対応して次の 2 つをあげることができ」「第 1 は、いわゆる規制の失敗である」([53] pp.81-82) と述べている。この<規制の失敗>論については Stigler([63]) や Posner([61]) などによって多くの研究が進められていることは周知の通りである。また政府規制緩和の背景の第 2 として「環境変化に伴う自然独占性の喪失」「需要の多様化と技術革新に基づく代替サービスの出現は政府規制に基づく公的供給の根拠を無意味化し、公的供給主体の存立をも危うくする」([53] p.82) と指摘している。

通常「規制緩和」を説明する場合、ここでみたような説明が通説的理解であると思われるが、要約すれば、政府規制の費用増大 1970 年代の生産性上昇の鈍化 政府規制の緩和・撤廃による競争導入 民間活力の導入・産業の再活性化、との論理である。この論理は「規制緩和」論を唱える論者に共通の論理である。

おわりに

「はじめに」でも述べたように、本稿のねらいは「産業組織論」の研究課題、その理論的系譜、また規制緩和(民営化)について考察することであった。最後に、やや繰り返しになるがまとめを行っておくと、産業組織論はもともとアメリカにおける反トラスト政策の施行と密接に関連しながら発展してきたということである。そして 1930 年代に伝統的産業組織論であるハーバード学派が成立し、1950 年代には、我々が産業組織論という言葉聞いた時に真っ先に念頭に浮かぶベインの体系書である『産業組織論』が刊行される。この伝統的産業組織論の分析方法は、詳細に検討した例の S-C-P パラダイムであるが、これは繰り返さない。また、この理論が生まれてきた経緯については、A・マーシャルにまで遡り、A・バーリー = G・ミーンズ、J・ロビンソン、E・チェンバリン、メイソン、ベインについて検討した。そして、1970 年代に至るまで主流派の地位にあったハーバード学派が、その地位をシカゴ学派に譲ることになった時代的背景や、この流れの中でポーモルらを中心に「コンテストアビリティ理論」が登場してきたことも、すでに述べた通りである。

また「規制緩和」(民営化)論は、先に検討したハーバード学派からシカゴ学派への変遷と表裏の関係にある。独禁政策との関わりで検討したように、アメリカの国際競争力の低下 ハーバード学派的反トラスト政策の緩和 シカゴ学派的市場の自動調節メカニズムの信頼、との流れは、1970 年代のアメリカを始めとした先進諸国で「大きな政府」から「小さな政府」への流れと軌を一にするものであり、市場万能論 = 「規制緩和・民営化」論と同義である。すでに検討したように、1970 年代後半から 80 年代にかけ、レーガノミックス・サッチャー

リズム・中曽根イズム[第2臨調]の嵐が吹きすさび、その嵐のなかで「規制緩和・民営化」の大合唱がおり、その大合唱のもと3公社の民営化[NTT, JT, JRの発足]が推し進められたことは記憶に新しい。この「民営化」の流れは現在も続いているが、その最後の総決算ともいえるものが、小泉内閣による「郵政事業の民営化」である。その詳細を検討する余裕はないが、この問題はまた今後も紆余曲折が予想されるものであり、新聞から目を離すことができない状況である(注9)。

(注1)小田切宏之は、『経済セミナー増刊』(超・入門経済学)で大学新生生に向け、「産業組織論へのアプローチ」として以下のように述べる。経済学初心者に向け「産業組織論とは何か」を説明しているだけに理解しやすい。「産業組織論とは、産業にかかわるさまざまな問題を扱う学問分野である。しばしば経営学的・歴史的・社会的・法律的なアプローチも必要になるが、主として経済学的にアプローチする。その意味で、ヨーロッパの経済学者が用いることの多い『産業経済学』(Industrial economics)の言葉の方が適切なように思われる。「組織」の問題に限らないからである。」「産業にかかわる諸問題と述べたが、これが実に幅広い。産業とはある1つの財(あるいは、相互に密接に代替可能な財のグループ)を生産する企業の集まりであるから、産業を考えるためには企業を考える必要がある。企業を考えるためにはそれを構成する経営資源ヒト、モノ、カネ、情報 を考える必要がある。したがって場合によっては労働の分析が、企業財務の分析が、あるいは情報や技術や不確実性の分析が必要になってくる。」「一方で、産業というものはわれわれの経済を構成するもっとも主要なものの1つであるから、政策的な意味も大きい。多くの政策が産業の構造や行動に直接的に影響を与えるためになされている。規制や独占禁止政策や、あるいは一般に産業政策と呼ばれるものがそうである。」「また、産業に影響を与えることを直接目的としてはいない政策も、さまざまな形で産業に影響を与える。公共投資は建設業に大きな影響を与え、貿易政策は輸出比率の高い自動車産業などに影響を与え、環境政策は公害防止機械メーカーやエネルギー産業に大きな影響を与える。したがって、産業組織論はきわめて政策指向的でもある。」「また、理論的な基礎も欠かせない。産業組織論は主としてミクロ経済理論の応用であり、ゲームの理論の応用でもある。このような理論的展開はここ20年ほどのあいだにめざましい進歩をみせ、いくつかの新しい考え方を提供してきている。」「このように産業組織論は幅広い分野にわたり、かつ、幅広いアプローチがなされている。それだけに、『産業組織論とはこういうものだ』と決まった形で述べるのが次第に難しくなっている」([18]p.90)。

(注2)「はじめに」で述べたごとく、他の経済学の研究領域に比べ産業組織論の蓄積は少なく、それに比例して、日本における体系的な産業組織論の教科書は極めて少ない。さしあたり植草益ほか[11]、小西唯雄編[25]、新庄浩二編[29]、長岡貞男・平尾由紀子[35]、西田稔・片山誠一編[38]、武蔵武彦・廣瀬弘毅[52]を挙げておく。また、産業組織論に関連する論稿として、植草益[8][10]、南部鶴彦著[36]、八田英二・井手秀樹編[42]、安喜博彦[55]、Caves and Uekusa[58]等を参照のこと。

(注3)ここではハーバード学派のS-C-Pパラダイムについて検討したが、このパラダイムを現実の各産業に適用して検討したのが、ウォルター・アダムスらによる研究である。筆者の手元にあるのは、Walter Adams, ed., The Structure of American Industry, 8th ed., 1990, pp.386.の抄訳である。W・アダムス編金田重喜監訳『現代アメリカ産業論第8版』創風社、1991年、であるが、この解説によると、「この著作は初版が1950年に出版されてから、対象とする産業を時代に応じて変更し、執筆者も入替えながら版を重ね、第8版に至った、アメリカの産業構造についての最も代表的で、包括的なテキストであり、多くの大学で標準的な教科書として利用されてきたロングセラーである。初版以来、第8版までの章別編成と執筆者の一覧表は、アメリカの産業構造の歴史の変遷を示して、興味深い。初版で代表的な産業として選抜されたのは、重化学工業では鉄鋼、化学、エネルギーでは石炭、消費財部門として綿業、煙草、乳業、ガラスなどであるが、第2版(1954年)で石油、自動車が登場し、以後消費財部門としてビール、製菓、食品などが分析される。第4版(1971年)には航空宇宙、電気通信、医療、第5版(1977年)にコンピュータ、銀行業の分析が加えられる」([12]pp.289-292)とのことであり、まさにアメリカ産業構造の歴史の変遷を物語るもので、その意味でも興味深い。

(注4)「伝統的産業組織論」の範囲をどこまでに含めるかについては論者により相違がある。例えば、依田高典は「ハーバ

ード学派」だけでなく「シカゴ学派」も伝統的産業組織論に含め、「コンテスタビリティ理論」「戦略的参入阻止価格理論」を「新しい産業組織論」に分類している。詳細は依田高典[4]を参照されたいが、本稿では他の多くの論者と同様「ハーバード学派」を伝統的産業組織論として把握している。

また、「産業組織論の理論的系譜」を論ずる場合、当然「新オーストリア学派」についても言及すべきであるが、紙数の関係もあり、その詳細は明石芳彦[2]、石原敬子[3]、越後和典著[14]、橋本介三[41]、廣瀬弘毅[46]に譲りたい。ただしこしだけ敷衍しておく、「新オーストリア学派というのは、ミーゼスならびに、ハイエクと、この両碩学のいずれかから、直接的・間接的に指導を受けて、その社会観や経済学の方法論を基本的な点で継承するにいたっていると目される、オーストリア学派の現代世代に属する学者を指して」([14] p.11)あり、「彼らは、伝統的ハーバード流の厳格な独禁政策に批判的で、この点ではシカゴ学派と共通する。けれども、新オーストリア学派の場合、伝統的産業組織論のみならず新古典派経済学の中核をなす価格理論も否定し、独自の方法論に基づいて市場のはたらきを説明するところに1大特徴があり、同様に自由主義を標榜するとはいえ、シカゴ学派とはその基礎理論にかなりの相違がみられる」「先述のように、新オーストリア学派の大きな特徴は、新古典派経済学を否定し、独自の方法論によりながら市場のはたらきを解明するにある。しばしば指摘されるように、価格理論(完全競争理論)は、経済学が自然科学と同様に「客観的」科学たりうるという考えに基づいて、力学を模範につくられたものにほかならない。この理論では、一定の前提の下での均衡分析によって市場のはたらきを精緻に説明しようとする。けれども、新オーストリア学派の論者はこのような行き方には批判的であり、完全競争理論をもって市場経済の本質にはせまることはできないという」([3] p.42)。「(新引用者、以下同じ)オーストリア学派の議論の特徴は、それが産業組織論ではなく産業組織論批判であることにある。したがって(新)オーストリア学派の立場からは、市場をどのように規制するべきかというような規範的な議論は出てこない。彼らは規制が必要だという思想そのものを徹底的に批判しているのである。特に、主観主義を掲げていることから明らかなように、そもそも客観的な効率性の基準自体を認めていない。この点でハーバード学派のみならずシカゴ学派とも対立しているのである」([46] pp.170-171)。

(注5)A・マーシャルは『経済学原理』のBOOK 8-12章でIndustrial organizationについて言及している。詳細はMarshall[60] pp.319-392を参照のこと。

(注6)「シカゴ学派」については、明石芳彦[2]、小林逸太[26]、廣瀬弘毅[46]、Stigler[64]等を参照のこと。

(注7)「コンテスタビリティ理論」については、他に依田高典[5]、清野一治[23]、野方宏[39]、廣瀬弘毅[45]、福宮賢一[48]、Shepherd[62]等を参照のこと。

(注8)「規制緩和」(民営化)論についてはたくさんの論稿があり、下記の論稿を参照のこと。また、規制緩和をめぐる「悪夢・福音」論争もあるが、ここではその詳細には触れない。赤沢昭三[1]、井手秀樹編著[6]、伊藤隆敏[7]、植草益[9]、内橋克人とグループ2001[13]、エリ・M・ノーム他編[16]、OECD編[17]、加藤雅編著[19]、川本明著[20]、規制緩和研究会編[21]、規制緩和・民営化研究会[22]、白川一郎著[28]、総務庁編[30]、高柳暁[31]、田島義博・流通経済研究所[32]、鶴田俊正[33]、中条潮著[34]、橋本寿朗・中川淳司編[40]、林敏彦編[43]、福家秀紀[49]、松原聡[50]、三輪芳朗[51]、山本哲三・左藤英善編著[56]、Crew[59]。

(注9)本稿は、拙稿[37]に産業組織論の理論を中心に加筆修正したもので、さらに発展させたものである。

<参考文献>

- [1] 赤沢昭三「公益事業の規制緩和と民営化」加藤寛・黒川和美編『政府の経済学』有斐閣、1987年。
- [2] 明石芳彦「市場支配力と動態的競争 シカゴ学派・オーストリア学派の問題提起を中心として」西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣、1991年。
- [3] 石原敬子「新オーストリア学派」小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』晃洋書房、1994年。
- [4] 依田高典『ネットワーク・エコノミクス』日本評論社、2001年。

- [5] 依田高典「コンテストビリティ理論と規制緩和」依田高典『ネットワーク・エコノミクス』日本評論社、2001年。
- [6] 井手秀樹編著『規制と競争のネットワーク産業』勁草書房、2004年。
- [7] 伊藤隆敏『消費者重視の経済学 規制緩和はなぜ必要かー』日本経済新聞社、1992年。
- [8] 植草益『産業組織論』筑摩書房、1982年。
- [9] 植草益『公的規制の経済学』筑摩書房、1991年(新装版、NTT出版、2000年)。
- [10] 植草益『産業融合 産業組織の新たな方向』岩波書店、2000年。
- [11] 植草益ほか『現代産業組織論』NTT出版、2002年。
- [12] ウォルター・アダムス編金田重喜監訳『現代アメリカ産業論』創風社、1991年。
- [13] 内橋克人とグループ2001『規制緩和という悪夢』文藝春秋、1995年。
- [14] 越後和典著『競争と独占 産業組織論批判』ミネルヴァ書房、1985年。
- [15] A・バーリー、G・ミーンズ著北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社、1959年。
- [16] エリ・M・ノーム他編竹内信博監訳『世界情報通信革命』日本評論社、1992年。
- [17] OECD 編山本哲三 / 松尾勝訳『規制緩和と民営化』東洋経済新報社、1993年。
- [18] 小田切宏之「産業組織論」『経済セミナー増刊 / 超・入門経済学 1997』日本評論社。
- [19] 加藤雅編著『規制緩和の経済学』東洋経済新報社、1994年。
- [20] 川本明著『規制改革』中公新書、1998年。
- [21] 規制緩和研究会編『規制緩和で日本が変わる』ジャパンタイムズ、1994年。
- [22] 規制緩和・民営化研究会『欧米の規制緩和と民営化』大蔵省印刷局、1994年。
- [23] 清野一治『規制と競争の経済学』東京大学出版会、1993年。
- [24] 小西唯雄「アメリカにおける2つの反トラスト政策論」『公正取引』第387号、1983年1月。
- [25] 小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』晃洋書房、1994年。
- [26] 小林逸太「シカゴ学派」小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』晃洋書房、1994年。
- [27] J.S.ペイン著宮澤健一監訳『産業組織論(上下)』丸善、1970年。
- [28] 白川一郎著『規制緩和の経済学』ダイヤモンド社、1996年。
- [29] 新庄浩二編『産業組織論』有斐閣、1995年。
- [30] 総務庁編『規制緩和推進の現況』大蔵省印刷局、1996年。
- [31] 高柳暁「公益事業に対する規制緩和の意義」『公益事業研究』第34巻第1号、1982年9月。
- [32] 田島義博・流通経済研究所『規制緩和』NHKブックス、1994年。
- [33] 鶴田俊正『規制緩和』ちくま新書、1997年。
- [34] 中条潮著『規制破壊』東洋経済新報社、1995年。
- [35] 長岡貞男・平尾由紀子『産業組織の経済学』日本評論社、1998年。
- [36] 南部鶴彦著『産業組織と公共政策の理論』日本経済新聞社、1982年。
- [37] 西田達昭「テレコム・エコノミクスにおける公的規制をめぐって(1)」『経済論叢』(京都大学経済学会)第151巻第4・5・6号、1993年4・5・6月〔西田達昭著『日米電話事業におけるユニバーサル・サービス』法律文化社、1995年、所収〕。
- [38] 西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣、1991年。
- [39] 野方宏「参入障壁とコンテストビリティ理論」西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣、1991年。
- [40] 橋本寿朗・中川淳司編『規制緩和の政治経済学』有斐閣、2000年。
- [41] 橋本介三「補論・新古典派とオーストリア学派」新庄浩二編『産業組織論』有斐閣、1995年。
- [42] 八田英二・井手秀樹編『寡占産業の経済学』勁草書房、1989年。

- [43] 林敏彦編『公益事業と規制緩和』東洋経済新報社、1990年。
- [44] 廣瀬弘毅「市場組織と産業組織論」武蔵武彦・廣瀬弘毅『現代産業組織論』放送大学教育振興会、1997年。
- [45] 廣瀬弘毅「公益事業規制とコンテストタビリティ理論」武蔵武彦・廣瀬弘毅『現代産業組織論』放送大学教育振興会、1997年。
- [46] 廣瀬弘毅「シカゴ学派とオーストリア学派」武蔵武彦・廣瀬弘毅『現代産業組織論』放送大学教育振興会、1997年。
- [47] 福宮賢一「競争政策の新視角 コンテストタビリティ理論を中心として」日本経済政策学会編『日本経済における政府の役割』勁草書房、1986年。
- [48] 福宮賢一「コンテストタビリティ理論」小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』晃洋書房、1994年。
- [49] 福家秀紀『情報通信産業の構造と規制緩和』NTT出版、2000年。
- [50] 松原聡『民営化と規制緩和』日本評論社、1991年。
- [51] 三輪芳朗『規制緩和は悪夢ですか』東洋経済新報社、1997年。
- [52] 武蔵武彦・廣瀬弘毅『現代産業組織論』放送大学教育振興会、1997年。
- [53] 村上亨「政府規制緩和と競争政策」日本経済政策学会編『日本経済における政府の役割』勁草書房、1986年。
- [54] 村上政博『アメリカ独占禁止法』有斐閣、1987年。
- [55] 安喜博彦『現代日本のビッグビジネス—企業行動と産業組織』日本評論社、1995年。
- [56] 山本哲三・佐藤英善編著『ネットワーク産業の規制改革』日本評論社、2001年。
- [57] Baumol,William J.,John C.Panzar,and Robert D.Willig,Contestable Markets And the Theory of Industry Structure,revised ed.,Harcourt Brace Jovanovich.Inc., 1988.
- [58] Caves,Richard E.,and Uekusa,Masu,Industrial organization in Japan,Brookings Institution,1976.
- [59] Crew,Michael A.(ed.),Deregulation and diversification of utilities,Kluwer Academic Publishers,1989.
- [60] Marshall,Alfred,Principles of Economics,Fourth Edition,Macmillan and Co.,1898.
- [61] Posner,Richard A.,“ The Social Costs of Monopoly and Regulation ” ,Journal of Political Economy, Vol.83,No.4,1975,pp.807-27.
- [62] Shepherd,William G.,“ Contestability ” vs.Competition,American Economic Review,Vol.74,No.4,pp.572-587.
- [63]Stigler,George J.,“ The Theory of Economic Regulation,” Bell Journal of Economics and Management Science,Vol.2,No.1,1971,pp.3-21.
- [64] Stigler,George J.(ed.),Chicago Studies in Political economy,The University of Chicago Press,1988.